

霧島市国分清水一丁目の一部地域の避難勧告発令に伴う電話料金等の取り扱いについて

このたび霧島市国分清水一丁目の一部地域に、地下からの一酸化炭素が検知されたことによる避難勧告の発令(2015年12月6日16時00分)により、避難された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

NTT西日本鹿児島支店(支店長 末吉 政宏)は、避難されたお客様の電話料金等の取り扱いを次のとおりとします。

1. 電話サービスの基本料金等^{※1}の取り扱い

このたびの避難勧告により電話が使用できなかったお客様^{※2} および建物損壊等で電話が使用できなかったお客様^{※3} につきまして、その期間の基本料金等を無料とし、電話料金等の支払期限を1ヶ月延長^{※4}します。

※1 回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料

※2 災害対策基本法に基づく「避難勧告」が発令された地域に設置している加入電話等の契約者で、解除までに24時間を越えたお客様

(避難勧告が発出された地域:2015年12月6日時点)

・霧島市国分清水一丁目の一部

なお、今後、避難勧告等の地域追加があった場合には、同様の措置拡大を行います。

※3 電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したお客様

※4 口座振替又はクレジットカードによるお支払いのお客様については、自動引き落としとなるため、対象外とさせていただきます。

2. 移転工事料金の取り扱い

このたびの避難勧告により、仮住居への移転等が生じた場合の工事料金を無料とします。

※元の居住地へ戻る等の再度の移転工事料金は別途必要となります。

3. 電話以外の電気通信サービスの取り扱い

電話サービスに準じた取り扱いとします。

4. 本件に関するお問合せ先

局番なしの「116」

※携帯電話・PHSからは0800-2000-116

受付時間:午前9時～午後5時/土曜、日曜、祝日も受付(12/29～1/3除く)

(NTT西日本エリア以外からはご利用になれません)